

第8回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第5回宮城県危機管理対策本部会議
議事録

日時：令和2年5月5日（火）午後2時から
場所：行政庁舎4階 特別会議室

（危機管理監）

ただいまから、第8回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第5回宮城県危機管理対策本部会議を開催します。

議事進行を本部長である村井知事をお願いいたします。

（本部長：知事）

ゴールデンウィーク中にも関わらず、皆さまおつかれさまでございます。

昨日の政府における緊急事態宣言の期間延長の決定を受けまして、本日は、本県の対応等について協議を行いたいと思います。

はじめに、「1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」保健福祉部長から説明いたします。

（保健福祉部長）

< 資料1について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの説明に対して、ご質問やご意見はございますか。よろしいですね。

それでは次に、「2 今後の緊急事態措置について」のうち「（1）宮城県における感染状況及び医療提供体制についての検証」について、保健福祉部長から説明願います。

（保健福祉部長）

< 資料2について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの説明によると、現状として、本県の感染は一定程度抑えられているということになりますが、外出自粛など、県民の行動変容の成果もあると考えております。医療提供体制につきましては引き続き、流行に備え、拡充に努めていきたいと考えております。

それでは、次に、「（2）外出自粛要請前後における人口変動について」、震災復興・企画部長から説明願います。

（震災復興・企画部長）

< 資料3について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの説明に対して、ご質問やご意見は、よろしいですか。

県民の皆様の御協力の状況がここによく現れていると思います。

次に、基本的対処方針の中で、「特定警戒都道府県以外の都道府県においては、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととする」とあります、

国からそう示されているわけですが、本県における社会経済活動への影響について、経済
商工観光部長、口頭でいいので説明してください。

(経済商工観光部長)

口頭でとなりますが、事業者の皆さまからいただいている意見等を紹介させていただきます。

まず、県の緊急事態宣言相談ダイヤルに寄せられたものです。主なものをご紹介します。
「5月7日以降も休業となったら、つぶれる。」「震災以降、客が減少する中でコロナが来た。立ちいかなくなっているのを助けてほしい。」「固定費がかかっており、休業要請が延長される場合、支援がないとたない。」「連休期間中に、5月7日以降の休業要請が出されても、すでに入っている予約のキャンセルや従業員の出勤の調整などの対応が間に合わない」といった声が寄せられております。

次に、仙台市内の経済団体にヒアリングを行った際の意見について、ご紹介いたします。
「中心部商店街は4月3日の自粛要請以降、機能不全状態で、大型店の休業により人が中心部に来ないので、商店も商売にならない。」「大型店関係者もこのままでは大型店でさえ立ち行かなくなると心配している。」「飲食店などは、休業していても固定費は発生するので、店を開けて稼ぎたい方々は多い。」「休業要請が解除され、店を開けたからと言って、すぐに人が街に出てきて、売上が立つかはわからないが、事業者が望んでいるのは間違いない。」、この経済団体には、「仙台で再度クラスターが発生したのであれば、休業要請の延長はやむを得ないとする事業者もあるが、現在は小康状態であることから、経済活動の再開を求める意見が数多く寄せられている」とのことです。

こうしたことから、基本的に「休業要請は、是非延長しないでいただければ」といった意見を伺っております。

私からは、以上です。

(本部長：知事)

分かりました。賛否いろいろあろうかと思いますが、そういう意見が多いということですね。今の説明に対して、何かありますか。よろしいですか。

今回の緊急事態措置の主な変更点は、休業要請でございます。変更された基本的対処方針においては、現にクラスターが多数発生しているような施設や、「3つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、検討することとなっています。

本県ではここ1週間患者が発生していない状況で、感染が一定範囲に抑えられていること、また、どの業種であっても経済的なダメージを受けているというように思います。

国としては、どう考えているのか。保健福祉部長から説明してください。

(保健福祉部長)

先ほど申しました、国の基本的対処方針、昨日変更されたものでありますけれども、その中では、特定警戒以外の県におきましては、施設の使用制限については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から地域の实情に応じて判断を行うものとされているところであります。

そしてまた、感染拡大の防止の判断につきましては、先ほど申しましたような地域の感染状況それから医療提供体制が逼迫していないかというような実情を判断して行うべきものとされていると理解しております。

(本部長：知事)

ここで一つ確認したいんですけども、現在は、緊急事態宣言の網がかかっている、現時点において、休業要請をしていない、という都道府県はあるんですか。

(保健福祉部長)

少数ですが、5県ほどあります。

(本部長：知事)

それは接待を伴う飲食店等についても要請していないと。

(保健福祉部長)

接待を伴う飲食店等を含むいわゆる遊興施設についても休業要請していない県が5県あるということです。

(本部長：知事)

その県はゴールデンウィークに入ってから、患者の発生状況はどうなっていますか。

(保健福祉部長)

4月16日に緊急事態宣言が全国を対象に広げられましたが、その時点と現時点で、累計の患者の数を比較しますと、本県は当時65人で現在は88人でありますが、その比較で申し上げますと、徳島県は当時3人で現在は5人、岡山県は16人から23人、大分県は50人から60人、鳥取県は1人から3人、島根県が13人から24人ということで、総じて言えば、これら、休業要請を行っていない県で特段感染が増えているということではない、というように、数字からは言えると思います。

(本部長：知事)

休業要請を延長しないということは出来るのですか。

(保健福祉部長)

はい。先ほど申し上げましたとおり、基本的対処方針では、地域の実情に応じて都道府県が判断するということですので、それは各県の責任において判断する形になっております。

(本部長：知事)

分かりました。

では資料4にありますけれども、緊急事態措置の移行等について、まず保健福祉部長から説明していただけますか。

(保健福祉部長)

< 資料4(1～5)、5、8について説明 >

(本部長：知事)

ご質問ご意見を受ける前に、資料4について、まとめて説明してもらおうと思います。次に、学校における休校等の対応について、教育長から説明してください。

(教育長)

< 資料4(7), 6について説明 >

(本部長：知事)

次に県有施設における対応及び職場における感染予防について、総務部長から説明してください。

(総務部長)

< 資料4(8, 9), 7, 9について説明 >

(本部長：知事)

今の説明に対して、ご質問ご意見、私からいいですか。

保健福祉部長、資料5別添の⑦行楽を主目的とする宿泊事業を営むホテル・旅館等とあるじゃないですか、これはこの(i)(ii)(iii)の要件を満たせば、行楽を目的とするお客さんを受け入れていい、と解釈してよいということですか。

(保健福祉部長)

そうです。

(本部長：知事)

分かりました。ではそういうことですのでマスコミの皆さん気をつけていただければと思います。

それから教育長、部分的に登校させたり時差登校させるということなんですけれども、あくまでも31日までは休校、という意識でよいということなんですね。

(教育長)

「学校再開」というのは授業を本格的に行う、ということなので、実際にどういう形で授業ができるかということを経験していろいろ試す準備期間として31日までは必要だろうということで、31日まで休校とした上でいろいろなパターンを考えることとしております。

(本部長：知事)

分かりました。

あと、公園の遊具ですが、土木部としては、公園の遊具も逐次開放するということがいいですか。

(土木部長)

遊具については、総務部長から説明があったとおり、子供たちが密集している状態がございましたので、クラスター等が発生する恐れがありますので、引き続き休止という形にさせていただきたいと思います。

(本部長：知事)

ただ、完全に閉じるのではなくて、少し開放していったほうがいいんじゃないかと私は思うのですが。

(土木部長)

公園自体は開放しておりますが、遊具については子供たちが群がってくるという状況が、休止の前に確認されておりましたので、遊具の部分だけを使用禁止にしているというのが現状です。

(本部長：知事)

分かりました。では当面様子を見て、たまにパトロールをして、子供さん方が安全だと思えば、順次開放するような感じで、まずは、遊具は止める、ただ経過を見ながら開放するという事も視野に検討していただきたいと思います。

(土木部長)

分かりました。状況をよく把握しながら検討していきたいと思います。

(本部長：知事)

本県といたしましては、徹底した感染防止策を行うことを施設管理者に働きかけることを前提に、まず休業要請を一旦解除いたしまして、関係団体と今後のことを協議していきたいと考えております。そこで、専門家の先生方のご意見を伺いたいと思います。

本日は宮城県医師会の佐藤会長と、東北大学病院の富永病院長、県感染症対策委員会委員長である東北医科薬科大学の賀来特任教授にご出席いただいておりますので、専門家としてのお立場でご意見をいただいたうえで、県の対応を決定したいと思います。

はじめに、佐藤会長からご意見をいただきたいと思います。

(県医師会長)

宮城県医師会の佐藤でございます。

全国的に緊急事態宣言が出されてから1ヶ月が経過しまして、営業の自粛、国による補償額の不十分、あるいは配分が遅いことなどから、そのままでは経済的に窒息死する、という声も上がり始めており、13の特別警戒区域に入らない宮城県におきまして、自粛を緩和することは、やむを得ないというように考えます。

しかしこの新型コロナウイルス感染症は、終息したわけでもなく、仮に再燃すれば、最前線に立つのは医療人であります。既にこの1ヶ月、医療人、医療機関はかなり消耗し傷ついていることから、以下の条件を緩和の条件としてお願いしたいと思います。

1番目、緩和は段階的に行い、仮に再燃の兆候、これはいろいろな指標がありそれを総合的に勘案してお決めいただきたいと思いますが、仮に再燃の兆候が見られたときには、この緩和を元に戻していただきたい。既にドイツでは、そういう事例が発生しておりますので、そういうことが起こらないとは限らないわけでございます。

2番目、先ほどもありましたように、各業種ごとに、営業に関するガイドライン、これを作成してそれに基づいて営業する取り組みを行っていただきたい、これがきちんと守られるかどうか、というところがポイントではないかと思います。

そして、この緩和期間中に、開業医から帰・接外来、入院医療機関などの役割、これを再構築して、仮に再燃したときでも対応できるような医療機関のシステムを作っておきたい、というように思っております。

最後ですけれども、現在は感染がこの1週間ないようで、大変すばらしい、良かったなと思いますけれども、思い出してみますと、2月末に第1例が報告されてから、第2例目までは約4週間弱空き、今みたいな感じだったわけです。それが、3月末から4月にかけて一気に88例まで増加して、医療機関が大変厳しい状況に陥ったことを忘れてはなりません。まだ終息宣言というものは国として出しておりませんが、いつでも再燃する危険性

があります、このことを肝に銘じて、早く本当の終息宣言を迎えられますよう、一層のご尽力をお願いしたいと思います。

(本部長：知事)

ありがとうございました。

次に、富永病院長からご意見を申し上げます。

(東北大学病院長)

先ほど県からご説明がありましたように、13都道府県地域と比べますと、やはり宮城県は、かなり感染はコントロールされているように思います。それで今回の宮城県の緩和措置に関しては、私は適切であると考えます。

ただ、この緩和が緊急事態宣言以前の、コロナ発生以前の生活に戻れるということではなくて、あくまで、各個人の感染対策の基本、あるいはルール、そういったものに則って生活するというのが何よりの前提でありまして、先ほど医師会長からお話ありましたように、今後感染がまた再燃しますと、大変厳しい状況になりますので、あくまで今回の緩和は、それぞれの県民の方が、基本的な感染対策をやるんだと、社会的なルールを守るんだということを前提としているということをぜひご周知願いたいと思います。

(本部長：知事)

ありがとうございました。

それでは次に、賀来特任教授から申し上げます。

(東北医科薬科大学特任教授)

13の特定警戒都道府県と比べますと、先ほどからも指摘ありますように、約1週間、新規の患者さんは発生しておりません。日本全体で見ても、先の専門家会議での報告もありましたように、新規の感染患者さんの数は、全国的にも減少しているという意味から、ある程度、県民の皆様、日本全国の皆様方の行動変容が非常にしっかりと行われてきたという一つの証拠ではないかなと思います。県民の皆様方もしっかりと行動変容を行っていただいたわけでありまして。

ただ先ほど2人の先生方からもありましたように、この新型コロナウイルス感染症は非常にまだ不明な点も多く、まだ解明できていないところもあります。そういった意味で、専門家会議が提唱していることも踏まえて、県民の方々がこれからも引き続き手洗いやマスクや換気、あるいはいろいろな物の消毒といったようなことを日常生活の中に取り入れていただく、これが非常に重要であります。

そういった意味では、これからも県が中心となって、さらに県民の方々に適切な感染対策を習慣化していただくということを前提に、緩和措置をとることが必要です。もちろん、感染対策だけではなく、経済的な活動を復旧させるということも非常に大きいテーマですので、そういったバランスを見ながら、県民の方々がしっかりと感染対策のことを守りながら、あるいは各事業者の方々が適切な感染対策の対応を図りながら経済的なものを復旧させていく、バランスをとりながらやっていくということが重要です。非常に難しい舵取りとは思いますが、知事の指導によって、バランスをとりながらやっていただきたい、それでも、新たに患者さんが多く発生しますと、本当に医療現場、逼迫した状態になりますので、日々、発生報告を見ながら、迅速かつ細やかに対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(本部長：知事)

ありがとうございました。

しっかりと経過を見ながら、早め早めに対応してまいりたいと思います。その都度、いろいろご指導賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

一つ、極めて素人的なご質問で恐縮ですけれども、3人の先生方どなたでも結構ですけれども、レムデシベルがまもなく、今週中にも承認される、またアビガンが今月中にも承認されるというお話がございました。今までは観察研究という研究用でないと使えなかったのですけれども、今回承認されるとなりましたら、開業医の先生方も使えるようになるものなのでしょうか。ちょっとその辺りを専門家の先生方から伺いたいのですけれども。

(県医師会長)

アビガンに関しましては、当初の予定より1ヶ月ほど前倒しで承認されるようだという事で、大変朗報だと思います。今までのルールで言えば、承認されれば一般の医療機関でも保険適用で使えるということになりますけれども、このアビガンに関して政府が何か特別な制限を設けなければ、という前提でございます。今までのルールであれば一般の医療機関でも使えるということでございます。

それからレムデシベルに関しましては重症者用でございますので、一般の医療機関で使うということは、事実上はないのだろうと思います。

(本部長：知事)

レムデシベルは大学病院等で使うということですね。ありがとうございました。

ただいま、専門家の皆様からも同意をいただきましたので、本県の5月7日以降の緊急事態措置などについて、資料4から資料9のとおりで決定したいと思います。皆さんこれに対して御異議ございませんでしょうか。

(出席者)

< 異議なし >

(本部長：知事)

よろしいですね。それでは、同意されたものといたします。

なお、長期的な対策が必要となりますので、患者の急増の兆しをしっかりと見極めて、必要に応じて緊急事態措置を見直すことを視野に入れておきたいと思います。

それでは、緊急事態措置の移行を受けて、まず、東北・新潟共同宣言について、震災復興・企画部長から説明してください。

(震災復興・企画部長)

< 資料4(6)について説明 >

(本部長：知事)

何回も何回も出して、だんだん、オオカミ少年的になっても駄目だと思いますので、タイミングをよく見て、一番いいタイミングで発出できるように、調整してください。まずこれに同意していただけるかどうかも分からないですけれども、各県が同意される、また新潟市、仙台市が同意されるならば、いいタイミングで発出できるように、よろしくお願いします。

(震災復興・企画部長)

分かりました。

(本部長：知事)

次に、相談ダイヤルの受付について、経済商工観光部長から説明してください。

(経済商工観光部長)

< 資料10について説明 >

(本部長：知事)

今の説明は資料の10にありますので、資料10を参考にさせていただきたいと思いません。ただいまの説明に何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですね。

それでは私から一つ、環境生活部長になりますか、要望しておきたいと思うんですけれども、今回、全ての業種の休業要請を解除するという事にいたしました。気になるのは、先ほどの資料5別添の6ページ⑤にありました、かつてクラスターが発生した施設、ここも解除の対象になるということです。全員集まってもらうことは不可能なんですけれども、出来るだけ早い段階で、関係の団体の代表者の人たち、全てというのは難しいと思いませんけれども、仙台市内だけではなくて、県内全体見渡しまして、そういう人たちに声かけしまして、集まってもらえる機会を設けていただきたいと思います。

目的は、私から改めて、今回、解除したねらい、そして危険性がまだ残っているので、3密状態等の防止、あとは換気ですよね、そういったものに対する協力、また、同じようにクラスターが発生し、患者が増えてきたということになったら、まず最初に厳しい措置をとらなければならなくなるかもしれない、ということをお伝えしたいと思いますので、合わせて先方からご要望もあろうかと思いませんので、ご要望を受ける、そういう場を設けたいと思いませんので、調整をしていただきたいと思います。なかなか、どういう団体にどういう人が入っているかということも把握できていないと思いませんけれども、まず当たってもらいたいと。

(環境生活部長)

早急に対応を図りたいと思いません。

(本部長：知事)

よろしくお願います。

それでは、ここで、仙台市の曾田局長から一言お願います。

(仙台市新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長)

まだまだこの感染拡大防止に向けて予断を許さない状況であろうと思っております。引き続き宮城県さんと連携協力させていただきながら、市民の皆様、県民の皆様へ分かりやすい情報提供ですとか、新しい生活様式、こうしたものの周知や、いろいろな事業者様へお願する要請等、そうしたものにつきまして、引き続き、周知に努めさせていただきながら、この感染拡大防止と地域経済の再生に取り組んでまいりたいと思いませんので、どうぞよろしくお願したいと思いません。

(本部長：知事)

ありがとうございます。

ここまで仙台市さんと、仙台市医師会も含めて、非常に良い連携がとれたと思います。引き続きよろしく願いいたします。

それでは最後に「3 その他」として、これまでの内容等について、何か発言がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは以上で、議事を終了いたします。

(危機管理監)

以上で宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び宮城県危機管理対策本部会議を終了いたします。